

迅速な給付の実現に向けた指定都市市長会緊急要請

これまで、全国の市区町村では、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策として、令和2年度の特別定額給付金をはじめ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の国の給付金事業に繰り返し対応してきた。

市区町村では、多くの地域課題に向き合う中、こうした給付金業務に人員を割かざるを得ない状況が長期に渡って続いていることにより、極めて大きな負担が生じている。

エネルギー・食料品価格等の上昇が続く中、今般の米国の関税措置等が我が国に与える影響が不透明であることから、市民生活を守り抜くための物価高対策が急がれるところではあるが、給付金事業については、実施の都度、システム改修や申請・給付手続、コールセンターの設置等を全国の市区町村が個別に実施するという著しく非効率な状況であり、また、民法上、受領の意思確認が必要となるなど、特に、人口規模の大きい指定都市においては、極めて過大な負担となっている。

指定都市市長会としては、これまで、国が一元的な給付制度を創設した上で、自らの責任で給付事務を実施することについて強く求めてきた。国においては、給付金の支給等の迅速かつ確実な実施を図るために、公金受取口座登録制度の創設など、一元的給付が可能となる環境を整えてきたが、これまでの全国一律の給付金事業において、こうした環境が十分に活用されないまま非効率な運用となっている。

今後の給付事務においては、国が一元的に実施することで、全国の事務の効率化が図られるとともに、市区町村は、限られた行政資源を地域の実情に沿った真に必要な市民サービスに集中することができる。

については、下記のとおり緊急要請し、その実現を強く求める。

記

- 1 今後、全国的な給付事業を実施する場合においては、迅速かつ公平な給付と、国全体での行政事務の最適化・効率化を確実に実現するため、国が一元的に給付事務の仕組みを構築した上で、実施主体となり、自らの責任において実施すること。
- 2 上記の実施にあたっては、特に、以下の事項について確実に対応すること。
 - (1) 納付に際しては公金受取口座を活用するとともに、当該給付について法的整理を行うことで、民法上の贈与契約で必要な受領の意思確認を不要とすること。
 - (2) 公金受取口座を登録していない場合についても、国が責任をもって給付事務を行うこと。
 - (3) 非課税世帯への給付についても、国において実施できるよう、個人情報の取り扱いなど、早急に法整備も含め必要な制度設計を行うこと。

令和 年 月 日
指定都市市長会